北海道多重債務者対策協議会資料(令和4年度)

日本貸金業協会北海道支部

1 相談等受付状況

令和3年度に相談受付総数が増加した主な要因は、多重債務関連で「貸付自粛」に関する相談

単位:件、% 上段:全国 下段:道内居住者

	区	分	H29	H30	R01	R02	R03	本年9月末	03/29比
相談	一般	般 相 談	6,235	5,232	4,872	4,187	4,107	2,020	▲ 34.1
		对文 作日 武火	275	217	207	281	151	60	▲ 45.1
	多重債務関連相談		6,480	6,960	6,275	4,432	5,000	2,510	▲ 22.8
			415	346	278	141	237	90	▲ 42.9
	業者向け相談		9,184	9,484	9,109	7,623	9,260	3,679	0.8
			374	300	316	302	363	136	▲ 2.9
	相談	談計	21,899	21,676	20,256	16,242	18,367	8,209	▲ 16.1
		改口	1,064	863	801	724	751	286	▲ 29.4
	苦	情	41	26	20	19	9	4	▲ 78.0
	<u> </u>	ΙĦ	4	0	1	0	1	0	▲ 75.0
	紛	争	12	10	4	6	1	1	▲ 91.7
	נאו	7	0	1	0	0	0	0	#DIV/0!
	合	計	21,952	21,712	20,280	16,267	18,377	8,214	▲ 16.3
		пІ	1,068	864	802	724	752	286	▲ 29.6

2 貸付自粛制度

①定義

資金需要者(ご本人)が、自らに浪費の習癖があることなどの理由により、貸付の自粛の対象者とする旨の申告又は成年被後見人等が、当該資金需要者を貸付自粛の対象者とする旨を本協会に申告し、本協会がこれを個人信用情報機関(㈱JICC、CIC、KSC)に登録するもの。

②全国銀行個人信用情報センター(KSC)との連携

平成31年3月29日から全国銀行個人信用情報センター(KSC)でも貸付自粛を実施。KSCでは令和3年度521件の登録、166件の撤回を扱っており、これを合算すると、利用者数は年々増加傾向にある。

(個信センターを除く)

单位:件、% 上段:全国 下段:道内居住者

区	分	H29	H30	R01	R02	R03	本年10月	03/29比
登	録	2,496 134	2,532 133	2,070 108	2,150	2,337 107	1,512 66	▲ 6.4 ▲ 20.1
撤	回	815 49	875 42	875 42	987	1,028 48	591 26	26.1 ▲ 2.0
合	計	3,311 183	3,407 175	2,945 150	3,137 0	3,365 155	2,103 92	1.6 1 5.3
多重債務 める登録(38.5 32.3	36.4 38.4	33.0 38.8	48.5 0.0	46.7 45.1	60.2 73.3	

③貸付自粛登録の申告理由

令和3年度登録件数の申告理由をみると「ギャンブル」が最も多く、そのシェアは北海道が55.1%と全国を約7ポイント上回っている。

(個信センターを除く)

				(個信センダー	と呼べ		
	R03	申 告 理 由					
	Rus	ギャンブル	遊興費	買い過ぎ	その他		
全 国	2,337	1114	514	346	363		
土当		47.7%	22.0%	14.8%	15.5%		
北海道	107	59	20	17	11		
1./#理		55.1%	18.7%	15.9%	10.3%		

3 若年層に関する相談

- (1) 本年9月の24歳までの若年層に関する相談(協会員等相談案内を除く)は、836件中50件あり、うち28件 (56.0%)は、「貸付自粛」に関する相談であった。
- (2) 貸付自粛以外の相談では、返済困難13件・融資関連7件(計40.0%)であった。
- (3) 相談者の内訳としては、本人12件(24.0%)、家族・親族36件(70.0%)であった。
- (4) 若年層に関する相談50件のうち、10代に関する相談は8件(16.0%)であった。

【相談事例】

【事例1】(貸付自粛・母親から息子(17歳)の相談)

令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられることを聞いたが、親が知らない間に息子にお金を借りられると困るので、成人(18歳)になる前に貸付自粛登録の申告手続きをしたいが、 どのようにしたらよいか。

【事例2】(貸付自粛・母親から息子(21歳)の相談)

「息子が消費者金融から借入れをしていることが発覚した。借入使途はパチンコ。息子は結婚し なおり、このままだと生活が出来なくなるかと心配している。本人と今後のことを話し合い貸付 自粛登録することに同意してくれたので、登録の手続き方法と本人確認書類のことで教えて 欲しい。

【事例3】(返済困難・本人(22歳)からの相談)

| 友達との遊興費や課金ゲーム等で借金癖がある。自分ではどうにかしたいと思っているので |相談したい。

【事例4】(返済困難・母親から息子(21歳)の相談)

息子は大学生で、発達障害の特徴があり、衝動が抑えきれず、すぐ借金をするため、私が何回か立て替えたことがある。息子へどう接したらよいかわからないので、カウンセリングをお願いしたい。

【事例5】(融資関連・本人(21歳)からの相談)

大学の友達から、「儲かる話がある。マルチ商法ではないから大丈夫。」と言われて喫茶店へ連れていかれ、ある男性から暗号資産による投資を説明された。初期費用50万円は、学生ローンから借りることと、借り入れ目的を投資ではなく、英会話の授業料という名目で申し込みするよう指示されたので、50万円を借りて、暗号資産への投資目的で手渡した。その後心配になり、解約しようと消費者センターに相談したら、クーリングオフができると説明を受けたので書面を送ったが、解約を拒否された。どうしたらよいか。

4 生活再建支援カウンセリング

(1) 受付状況【令和3年度分】

新規相談者35人、前年度からの繰り越した継続相談者25人、合計60人の相談者に対し、電話及びオンラインによるカウンセリングを257回(電話224回、オンライン33回)実施している。

(2) 新規相談者の属性等について【令和3年度分】

新規相談者35人の内、「債務者本人」24人(68.6%)、「配偶者」7人(20.0%)、「親族」4人(11.4%)となっている。

年代別では、「債務者本人」は、40歳代が多く、「配偶者・親族」では、30歳代が多かった。 カウンセリングの主訴は債務者本人が「ギャンブル癖を治したい」、「金銭感覚を治したい」等で、 本人以外は「家族関係を治したい」、「家計管理を身に着けたい」等となっている。

(3) 本年度の受付状況

本年度上半期は、56件のカウンセリングを実施している。初回カウンセリング件数は3件であった。